

人が行う神の裁き

——法書『ザクセンシュピーゲル』

によって中世の裁判を考える——

高 津 春 久

中世の法が定める刑罰の残忍さ、野蛮さがよく話題になる。その多くは現代の常識を驚かすような残酷の刑である。夜間三シリングの値打ちもないものを盗んで死刑、^{すき}鞆一つ盗んで車裂きの刑に処せられた。暗黒の中世というイメージはここにまず十分な根拠を持っている。

中世ドイツの法書の代表として、ここに『ザクセンシュピーゲル』の記述をとりあげ、残酷の由来を考えることとする。人の生活の決まりを口伝えに教えるゲルマン以来の慣習法が、ドイツで記録され始めたのは十三世紀になってからのことである。そのころ自分の住む町や地方の法を個人が書きとめた。ザクセンのオストファレンに住んだ騎士、アイケ・フォン・レプゴウの著『ザクセンシュピーゲル』は、このような展開の最初に位置する大作である。これはドイツ語散文で書かれた歴史上最初の著作としても注目すべきものである。アイケは自由貴族の家柄に生まれ、一一八〇年ごろから一二三三年ごろまで生きた。法鑑定人として各地の裁判所で活躍した経歴から、彼の記述は当時の法生活の実際を直接反映するものとなっている。

ザクセンシュピーゲルは死刑の方法として絞首刑、斬首、火あぶり、車裂きの四つを、また体罰刑として右手切断と舌抜きをあげている。残忍の聞こえ高い四つ裂き、抗打ち、生き埋め、油の釜ゆで、そのほか目玉抜き、耳そぎ、鼻そぎ、生殖器切断などの体罰については触れない。

Nû vornemet um ungerichte, welk gerichte dâ uber gâ. Den dief sol men hengen. Schiet aber in deme dorphe des tages eyn duve, de minner denne drier schillinge werd is, daz mût die bûrmeister wol richten des selben tagis zu hût unde zu hâre oder mit dren schillingen zu lösene; so blift jene êrenlös unde rechte-
(1)
lös.

さてそれぞれの犯罪にどのような刑罰が下されるか聞いていただきたい。窃盗犯は縛り首に処する。しかし昼間三シリングより少ない値打ちのものを村で盗んだのであれば、村の即決判事がその日のうちにこれを答打ち毛抜きの刑に処することができる。あるいは犯人が三シリングを償ったうえ、公民権も法の保護も失うものとする。

夜間の盗みは、札付きの犯罪者として死刑をまぬがれない。昼間のよからぬ出来心は同情され、「皮膚と頭髮の刑」〈zu hût unde zu hâre richten〉を加えられた。決して甘い刑ではない。答打ちには小枝の束を用い、皮膚が血を流すまで打ちつつける。また頭髮を切る。古注に「締め具を用い」〈mit eme cloven〉とあるのは、割れ目の入った棒で罪人の毛を巻きとり、頭皮ごとゆっくりはぎとることである。一般に妊婦に加える刑は皮膚と



頭髪の刑以上に及んではならぬ。一三〇〇年から一三一五年の間に作られたザクセンシュピーゲル・ハイデルベルク絵入写本 (Cpg 164) には杭にしばられた妊婦がこの刑を受ける様子が描かれている。⁽²⁾ 金を支払うことによって刑を逃れることができたのは、この皮髪刑に限られた。

夜間の盗みは昼間のようにふとした出来心からではない。計画的であるだけに悪の根は深いとされた。

Swer des nachtes korn stelet, die virschulte des galgen ; stelet her
iz des tages, iz geit yme an den hals.⁽³⁾

夜穀物を盗むものは、縛り首にしたうえこれをさらす。昼間それを盗めば打ち首とする。

昼間の盗みは斬首刑を受ける。すっぱり切って落とすのは、ぶら下げて幾日もさらすより軽い刑である。ザクセンシュピーゲルは斬首を死刑に相当する犯罪の多くのものに適用する。その第二巻、十三章、五節は斬首に当たる犯罪を網羅している。他人を打ち殺すもの、またはとりこにするもの、放火殺人を除き、他人を焼き殺すもの、婦女もしくは娘を強姦するもの、治安を妨害するもの、姦通を犯してとり押さえられたものがそれに当たる。先のハイデルベルク絵入写本より少しおそく、一三五〇年ごろに作ら

れたとされるザクセンシュピーゲル・ドレスデン絵入写本から、これらの犯罪と処刑の挿絵をかかげる。

ドレスデン写本 Ms. 2. 25 三段目の絵の左端には夜間窃盗して縛り首になる男。その右には髪を刈られるはず



の男が金を払って刑をまぬがれるところ。四段目の絵には不正の秤を用い、虚偽の売買をしたものが髪を切られるところ。最下段の絵は車裂きの刑に当たる犯罪を示す。

またドレスデン写本 F.01.25b

上段の図は斬首に当たる二つの犯行として殺人と強姦を、下段の図は左から魔女、異端者、毒殺犯人を火刑に処するところを描く。

ザクセンシュピーゲルが記す最も残酷な死刑は車裂きの刑である。凶悪犯に適用された。

Alle mordere unde die den plûch rouben oder molen
oder kherken oder kerkhof, unde vorrêtere unde
mordernêre, oder die ir bodeschaph werben [zu
ireme vromen], die sol men alle radebrechen.⁽⁵⁾

すべて故意に人を殺し、他人の掣をうばい、水車小屋、教会、墓地において略奪をはたらくもの。裏切り、放火殺人を行うもの、または彼らのために働きの利を得るもの。これらはすべて車裂きにすべきである。





ディーボルト・シリングのスイス絵入年代記 Fol. 217

これは一二二一年に布告されたザクセン平和保持令（ラントフリーデ）の内容と一致する。聖職者、少女、婦人、ユダヤ人の生命、財産が守られることと、教会、墓地、濠や垣根をめぐらした村落、犁、水車、国王が設けた道路の不可侵をもとめた法令である。これらを侵して刑を受けるものは、地に伏し、ふりおろす車輪によって腕と脚をくだかれる。打ちくだかれた体を車輪のスポークに編み入れ、これを高いくいの上にとりつけた。車輪でくだかれても数日生きるものがあった。全身を車輪で打ったのち、頭か胸に一刺しすればよみがえることはない。この刑は大昔、神に生けにえをささげた形を残している。太陽は炎の車輪と考えられたから、車輪は神のやどる場所でもあった。キリスト教の時代になっても、この刑は異教崇拜の影がふかい。スポークの数も九本と定められ、新品の車輪で罪ぶかき肉をくだいた。日輪をあらわす車輪にその肉を編み、空高くかけて日の神の赦しを乞うた。死体は腐り落ちるまでそこにあった。それが神にさ

さげるにえであつたから。

火あぶりの刑はどのような犯罪者に課されるのであろう。

Swelk cristen man ungeloubich ist oder mit zoubere umme geit oder mit vorgiftnisse, unde des virwunnen wirt, den sol men ûph der hurt burnen. ⁽⁶⁾

およそキリスト教徒でありながら、その信仰にあやまりあるもの、あるいは魔法を行い、他人に毒を盛るもの、またこれらの罪状をみとめたもの。彼らはまきの山にかけて焼くものとする。

火の中にも神が住んでいる。神は火中にあるものを食べる。犯罪者、とりわけ悪魔にかかわり汚れあるものを火の神は焼きほろぼす。それで火あぶりは異端者と魔女に対する刑であつた。これらを火の神への生けにえとし、残った灰は風にまき、水に流す。

ザクセンシュピーゲルの四つの死刑は、火や風や水などのエレメントに対する古代人の信仰と祭儀に由来するといえる。縛り首の刑が死んだ受刑者を長く木の枝にぶら下げたのは、彼の肉体を風の神にささげた古い祭儀もとづいている。ヴォーダンの神の使者であるからすが死者の肉体を十分食べられるように、罪人を裸体で長い間下げておいた。また斬首の刑も動物を生けにえとした古代の祭儀に近い。古代の人びとはにえとする動物の頭を棒に刺し、神にささげる。中世の斬首も罪人の落ちた首をしばしば棒に刺し、これを天に向かって高くさしあげた。死刑は人の手によって執行されるが、罪人が地上に長らえることを望まれぬ神意を推しはかつてそれは行

われたのである。このようにして刑罰は宗教的な意味をもつ行為であった。それで生きた人を死の世界に送る瞬間を、民族のもつ原始の記憶が演出した。処刑の途中で刑吏の剣の折れることがある。首をくるるロープの切れることがある。このとき罪人は刑の執行を免ぜられた。神々のこのにえを求められないことがわかったからである。

ザクセンシュピーゲルが認める体罰刑は右手切断と舌抜きの一ツである。これらはそれぞれのような罪科に對する償いとされたのであらう。

Swelk man vor gerichte vorderit sô getâne sache, daz her eyne were umme geloben mût, unde gelobit her die, unde kumt dar nâ eyn ander unde vorderit de selben sache, unde ne mach die, der die gewere gelobit hât, jenen nicht abe gewisen mit rechte, her mût sine vurderunge lâzen mit eynr werebûze, und mût deme richtêre wedden. Werebûze daz ist sîn vurder hant, dâ her die were mede lobede, oder sîn halbe ⁽⁷⁾wergelt.

みずからの要求が正当であることを保証したうえで請求できると決められたものを、ある男が法廷で要求するとする。そのあとで別の男が同じ物品を要求することがある。こちらも自分の要求の正当性を主張し、これを先のものがしりぞけることができないとき、彼は保証違約金を払ったうえで自分の請求をとり下げる。そのうえ裁判官には罰金を払わねばならぬ。ここにいう保証違約金とは、先にそれを使って保証を約した本人の右手、または彼の人命金の半額である。



人が行う神の裁き

Swær den anderen lemet oder wundet, wirt her des beredit, men
(8)
slât yme de hant abe.

他人を不具にし、傷つけ、しかもみずからの罪をみとめるものは、
その手のひらを切り落とされる。

この二つの文から明らかのように、この時代の人は犯罪者の肉体の上に、明白な仕打ちのあとを見ることを望んだ。いつわりの誓いを立てた右手、また他人を傷つけた右手が当人から切り落とされる。罰は罪を犯す身体部分に下される。偽証者の右手を切り、性犯罪者を去勢し、にせ金作りの額に貨幣の焼印を押し付ける。これを反映刑 (die spiegelnde Strafe) と呼ぶ。そのものの生きるかぎり、そのものの何を犯したかを、これによって人は知るのである。人びとの軽侮は彼の上にそそがれ、いかほどの悔いも贖罪もこの烙印を消すことはなかった。この刑が完全になくなるのは、ようやく十九世紀のことである。ドレスデン絵入写本が第一巻六十五章二節に挿入する絵は、右手を失うはずの罪人が裁判官に金を払って刑をまぬがれる様子である。背に



担う二本の笞と一つのはさみが示すように、かわりに笞打ち毛抜きの刑を受け、公民権をうばわれる。⁽⁹⁾

ザクセンシュピールに見えるもう一つの体罰刑、舌抜きは最も注目するべき反映刑である。

Bi koninges ban ne müt nēman dingen, her ne habe den ban von deme koninge unfangen. Swer bi koninges banne dingit, die den ban nicht unfangen hāt, der sol wedden sine tzungē.⁽¹⁰⁾
裁判権を国王から授からぬものが、国王の名において裁判集会を開いてはならない。国王の名による集会を開きながら、王から裁判権を受けていなかったものは、みずからの舌を抜きとらせてそれを償う。

にせの裁判権によって宣告を下したものは、舌を抜きとられるのである。ふたたびドレスデン写本の挿絵画家は舌抜きの場面までも描かずにはおかぬ。⁽¹¹⁾

中世の法が犯罪者に示したきびしい処置は、それがわれわれのもの

のと全く異質の判断や思想から出ていることを教える。ゲルマンの先祖から守り伝えたこれら慣習法の内容と表現の中に、今なお中世ドイツ人の心をたずねることができる数少ない門戸が開いている。民衆の感性と生活が、生き生きとした法規の表現をとっていた、いわば村の遺産を、十七世紀の役人や博識の法律家が合理的な形に改めた。ここに村の衆の約束ごとに代わって生まれた警察規定は、途方もなく抽象的で無味乾燥であった。とにかく法律と共生していた民衆の遺産は、単なる風習として成文化した法からは除かれた。

悪事を犯した体の部分をただちに取りさるということに、何のいいわけもなく処罰を実行に移す正直一徹の精神が見える。のみならず処罰という概念が大いに今日と違っている。刑罰が今日のように合理的に細別されていない。およそ犯罪というものに中世人個有の解釈があったように思われる。昼夜の犯行による刑罰の違い、窃盗が縛り首で強盗が斬首という区別、縛り首の前後に多様にくり広げられる儀式。犯行をつぐなう処刑には、象徴的または祭儀的な意味づけがあったようである。

H・フェールは乱暴で残酷な中世刑罰を一つの仮説によって説明しようとした。当時犯罪者は悪魔、悪霊にとりつかれた人間と考えられていた。悪魔が乗り移った人間は、悪魔にとって安全な乗物である。そこにひそんで絶え間なく働くことができた。周囲に災いをふりまき、人を苦しめる。犯罪者は悪魔がひそむ容器にすぎないから、彼を審判することは悪魔をほろぼす行為となる。おそろしいさまざまな処刑は、犯罪者の心を狂わせている悪魔を罰し、追い払うためである。死刑が行われると、悪魔は死んだ体から離れるか、受刑者と一緒に死んでいわずらをやめる。火や水というエレメントは悪魔がとくに苦手とするものだから、これを処刑に使う。火や水の浄化力で悪魔は勝つことができない。フェールは中世刑罰の特異性を正面からとり上げず、悪魔払いの行為と

して説明しようとする。

(12)

ゲルマニストという名称が、今日いうドイツ語やドイツ文学研究者のことではなく、ドイツ法研究者だけを意味した時代に、ヤーコプ・グリムは典型的なゲルマニストの仕事を残している。ドイツ法古事学の分野を開いた名著『ドイツ法古事誌』(Deutsche Rechtsaltertümer)二巻があり、さらに十一世紀から十六世紀までの農民の裁判記録といえる『判告書』(Weistümer)七巻を編集出版した。彼には着眼の秀抜をもって聞こえる論文『法のもつポエジーについて』(Von der Poesie im Recht)がある。⁽¹³⁾ ここで彼は中世刑罰の残酷さにもふれている。中世人をまともな人間として理解し、残酷の評価を通して彼らの心の深部に達しており、さすがと思わせる。

「昔の法の残酷なこと、粗暴なことがよく指摘される。私の見るところ、昔の法はやさしく、それでいて残酷なのである。二つはたがいに他を生みだす関係にある。この二つの根には清らかで正直な心があつた。昔の法の峻厳さは、昔の人の正直さから生まれ出たものである。昔のポエジーが正にそういうものであつた。めりはりを失つた、事なかれの後の世は、このようなすがすがしい残酷さをなくし、何が起ころうと無関心な態度を増長させた。それで人殺しが少なくなったかわり、詐欺が横行するわけだ。

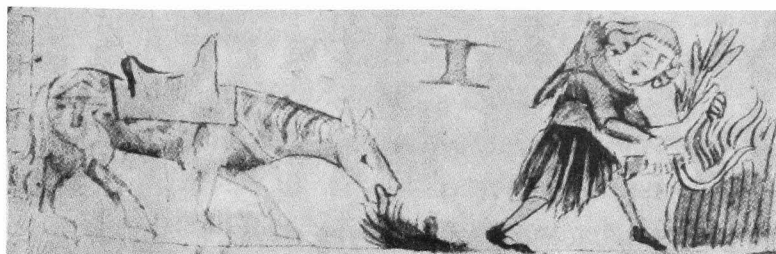
古い歌は、大勢の命をうばつた勇士がついに敵の手に落ち、地面を引きずられて行く光景をうたう。同じ歌が出陣前にいかめしいかぶとをつけた父ちゃんを見て、いたいけな子がたまげる様子もうたつたのである。また古い物語は、戦死者の腎臓の白い脂を魚がむさぼり食うところまで語るものだが、それとともに戦い終り、戦死者の体を戦友、同僚が洗いきよめ、その上に涙をそそぎ、丁重に火葬することも語っている。

このように乱暴さと善良さの間をさ迷った私たちの先祖のきびしい魂は、私たちの今の生活にはない。古い物語が伝える帰還兵士の列。彼らは手に手に亡き友の白骨をたずさえる。古里で待つ友の子や両親にそれを見せるためである。これに比べると、友軍、敵軍みだれ倒れる戦場をあとに、一つの死体も埋めようとしなない現代の兵士は、よほど昔の兵より残酷なのである。古いドイツの嘆きの歌は、人の心をゆさぶり、切り裂く悲しみに満ちている。ニーベルンゲンの歌では、女たちがそれを見て泣かぬよう、血のついた武器が見えない所にかくされる。

昔の法のきびしさ、仮借ない刑罰を公正に評価するならば、それとらんで自分の体面を重んずる、尊い人の心のあることに注目すべきである。ある種の犯罪と不正直、下等な人物にまで今の時代は同情を示しているが、これは何もかもを混同してかえって有害である。それは昔の美質の多くをわれわれの時代から遠ざけてしまうことだ」⁽¹⁴⁾

正直者の清らかな心はまず自己の行動にきびしく、また他人も同じく清らかであることをもとめる。仮借ない制裁は、他人にもとめた誠実を見失う失望の大きさを示している。グリムは中世人の心を、やさしさと残酷の対極、もしくは宥和の中にとらえた。やさしさはザクセンシュピーゲルなど、残酷を盛った法規定の中でどのような表現をとるのであろう。

中世のドイツ人の風俗がもっていたやさしさ、情こまやかさ、誠実さは、当時の慣習法規定のすみずみにみながらいってよい。ことに主従関係を規定する条項、婚姻法、さまざまな契約の法規に、人が人に対して守るべき誠実がみごとに具体化されている。この民族が早くから倫理的な思慮に富んだことは、刑法において不誠実犯



をとくにきびしく裁いたことに明らかである。ドイツ人はうそ、いつわりを暴力行為より許しがたいものとした。誠実はさらに進んで、情深さ、いたわりへと花開く。わが身を守る力のないものを保護することに、法は入念な気くばりを見せている。未亡人、孤児、他国からやってきた客人、女性一般を厚く保護している。たとえば国を離れた旅人にザクセンシュピーゲルは風変りな特典をあたえている。

Irleget deme wechferdigen manne sîn pherd, her mît wol sniden korn unde yme
geben, alse verre alse her iz riechen mach stände in deme wege mît eyneme vûze;
her ne sol iz aber nicht dannen vûren. (15)

旅する男の馬が疲れて動こうとしない。旅人はこのとき路傍の穀物を刈りとって馬に食べさせてもよい。ただし彼は片足を路上に残し、刈りとりは手のとどく範囲とする。また穀物をその場所から持ち去ってはならない。

国を離れて旅する人に法律は思いやりを見せている。だが麦畑の所有者に大きい被害が及ばぬよう、旅人は両足で畑に入りほしいまの収穫をしてはならぬ。道路わきの穂を少し刈って、馬に虫押さえだけは許される。法文そのものがユーモアに富み、画家の筆もこのユーモアを解してのびのびしている。旅人への寛大な配慮は他の資料にも見え

る。道端のりんご三つ、ぶどうの房三つか四つ⁽¹⁶⁾、手袋片方いっぱい分のくるみを旅人は切りとってもよろしい。通りかかった川の魚は釣ってもよろしい。これはアルテンシュタットの判告書にある。またオーデンヴァルトのロルシュの森を行く旅人には、森の木を切ってこわれた馬具を繕うことも許されていた⁽¹⁷⁾。

法の振る舞いは旅人だけでなく、身ごもった女性や病人にも及んだ。法はただきびしく断罪し、悪を正すのは違つたゆたかな恵みの機能にみちていた。この頃農家をまわり、小作料として戸毎に雌鳥をとり立てる役人がいた。彼は農家のかみさんが産褥にある家に来ると、鶏の頭だけ切つて持ちかえる。胴体は家に投げ返す。産婦の体力を早く回復させるための決まりであつた⁽¹⁸⁾。裁判を行う領主が農家に宿をとる。このとき彼の剣と拍車を戸口の外に脱ぐよう、ホットエンバッハの判告書は定めている。その家のかみさんをこわがらせぬための配慮であつた。あらゆる重要な裁きは酒宴によつてしめくくられた。この席に出す飲物、料理、テーブルの配列とエチケツト、そこで行われる遊戲と舞踏までも、各地の判告書は詳しく定めている。審理規定がいつのまにか伝統的な村落生活を描き、またそれをたたえる歌になっている。

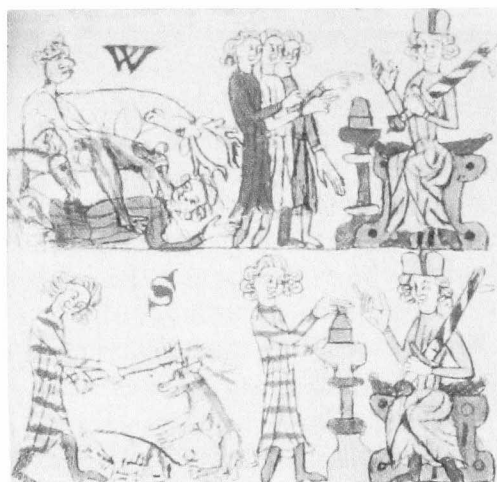
中世の法規の、今日からあまりにもかけ離れた性格を伝えるためには、判告書からの引用をまだしばらくつづければならない。いくつかの判告書は、逃亡する犯人を渡すとき舟頭が感じるジレンマに次のような解決をあたえている。逃走中の犯人が河辺にきて舟頭に呼びかける「舟頭さん、向こうへわたしてくれ」。このとき舟頭は犯人をわたしてやれ。そのあと追手がきて同じように呼びかけたとき、すでに犯人を乗せ岸を離れておれば、これを先に対岸へわたし、つぎに追手をわたす。まだ岸を離れておらねば、犯人を舟のへききに、追手とともにのせ、舟頭はふたりの間に立つ。岸に着けば犯人をまず降ろし、つぎに舟を回転して追手を岸に上らせる。このよ

うにすれば、舟頭は法にふれることはない、というのである。この時代の法は犯人にさえ避難の機会を認めた。
 〈Freisatte〉と呼ばれ、判決の下った犯人さえ追及を逃れることのできる場所があった。王侯の館、荘園、裁判官の自宅、犯人の隣家さえ、彼が安全を約束される場所であった。法はしばしばユーモアある例外に富んでいた。

人間の自然な生き方に、これらの法は何と力強い声援を送るのであろう。困惑するものに激励を、落胆するものには希望を与えている。今日の法は人の衝突にひとまず決着をつけ、めまぐるしい生活の交通整理することに関わっている。だが本来、法のもつ力は広くまた深いものであった。慣習法が具体的な人間関係の定めを示すとき、罰するよりも人の善をうながす働きをより多く果たしたのは当然のことである。法の精神は人の心と行為の善美であることを予定している。法はやたらと人を制約するものではない。この時代の法は、せまい法の機能をこえて出て、生活行為全般に望ましい形を描きだす。法の指示が性急でない。現状の追認や描写、何よりも人間生活へのゆたかな肯定を含んでいる。このとき予定せぬ人の悪にふれて、法の示す反応はかえって鋭い。犯罪の軽重に比例した刑罰の適正など分析するゆとりはない。刑はただ象徴的な意味をもつきびしい裁断となる。

中世盛期は聖職者をのぞくすべての人が文盲であった。だれも読み書きできないのであれば、文書に書き残しても後日の証拠となりにくい。証人の目撃と記憶だけが、ある権利を証明できる。それで当時の土地台帳は、土地の譲渡に立ち会い、後日の訴訟に証人として呼び出せる人の名を書いただけのものであった。法律行為は、立会人の記憶に明確なあとを残すように、具体的でどぎつい言葉と振る舞いによって構成された。法の執行に見られた儀式性は、当時の法の行為が成立する必須の条件として、法の文体、審議の様式、結審の方法などすべてを

規定した。



証言する人は聖遺物に片手を置き、定められた指使いとともに韻文のように調子よい言葉をつらねる。法文または証言は、つねに具体的な事柄について述べる。そこに語られる法事実は、それでいてゆたかなファンタジーをともしない詩的に形づくられていた。父祖伝来の、宗教的な意味をともしない古い法律文が、おごそかな意義の強調を韻文によって作っていた。文字によらぬ口頭の伝承が、おのずからこれら古い法の特性を生み出したのである。頭韻と詩句の定形、数や尺度の詩的な配列によって、条文は人が記憶するのに容易であった。しかもその表現は生活に即した、まじめでリアルな意味を持っていた。被告、原告、証人たちが審理の場で行なう象徴的な身ぶりなども、文明の初期に実質的な法を形成していたさまざまな習慣を芸術的に、また慣行的に磨きあげたものである。生活形成に向けられたある詩的な思いが、さまざまな場面にのぞんで望ましい暮らしのあり方を設定した。それがこの時代の法といえるものであった。

新婚初夜のあと夫は新婦にモルゲンガーベ（初夜明けの贈物）を与える。ザクセンシュピーゲルの本文はすでに散文となっているが、ここにいうゲルマンの慣習法の特徴をよく残している。すなわち婚姻法ないし財産法の



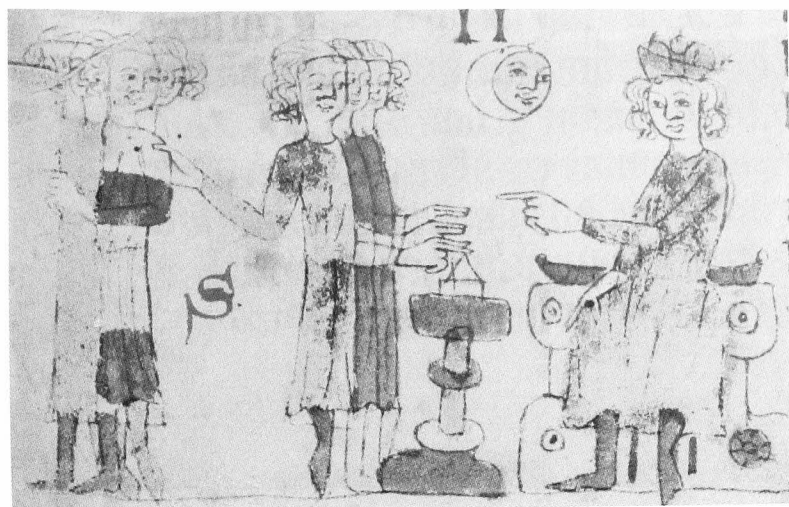
内容が、新夫婦のとり行う儀式の描写によって伝えられることに注目したい。

Nû vernemet waz iewelk man van ridderis art moge
 geben sîne wîbe zu morgengâbe. Des morgenes, als her
 mit ir zu dische gât, vor ezzene, ân erven gelof sô mach
 her ir geben eynen knecht oder eyne maget, die binnen
 iren jâren sint, unde thûne unde tynber unde veltgênde
 vê.
 (19)

さて騎士の家に生まれた人は、新妻のために初夜明けの贈物としてどのようなものを贈るか聞いてもらいたい。一夜明けて彼が妻とともに食卓につくとき、朝食の始まるまえに、自分の相続人の許可なく未成年の召使いひとり、または下女ひとりを妻に与えることができる。そのうえ家屋と土地、さらに放牧家畜も与えることができる。

〈thüne unde tymber〉 〈veltigende vē〉という頭韻をふむ慣用句に、これが長く口伝えの韻文であったものの散文訳であることがしのばれる。これは当時騎士の家門に生まれた人の、結婚にあたっての慣行を確認する文である。その地位にあるもののしかるべき振る舞い方を教えるのが法の役割であった。制定法では起こり得ないことである。しかも微妙な問題を具体的な記述の中に伏せている。思想内容を背後にもつ具体的規定の一つはモルゲンガーベを引き渡す刻限である。引き渡すのはふたりが新婚の床を立ち、朝食をとる前とされた。すなわち夫婦の交歓の印象が鮮明であり、しかも朝食によって新郎が再び元気づく前の時刻が選ばれた。若い召使い、家屋敷、家畜など、かなりの財産を妻に譲渡する。それが消耗しつくした後の、冷静な感謝のときを選んで行われた。これが〈vor ezene〉という短い言葉の意味である。しかもこれには騎士の将来の相続人の同意を要しないという。ドレスデン絵入写本がこのテキストに添える絵の中で、相続人は腕組みして二人の間に座っている。腕組みはこの授受にわきから口をはさまぬ態度を表している。左には花嫁に与えられる家屋を表して釜が一つ、また家畜も何匹か顔をのぞかせる。挿絵はテキストを解説するのに、部分によって全体を象徴する方法をとっている。ザクセンシュピーゲルの叙述が具体的な事柄によって法の精神を表すのに応じている。

法律文を解説するこれらの絵は、じつに意外な用途をもっていた。裁判官にも、判決を下される被告にもとくに読み書きの能力を求めなかった時代である。法規を覚えこむにも、文字で書かれたテキストは役に立たなかった。法律が口伝えに教えられていたころ、頭韻、脚韻、すべりのよい文のリズムが記憶を助けていた。絵はすでにその時代に、もう一つの記憶の助けであった。字を読む人が文盲者にまずテキストを読んで聞かせた。これが一度行われると、あとは絵の人物が文盲者の記憶をよく支えてくれた。本を参照するのに、他人の助けは要らな



くなった。法規を思い出させるための絵である。したがってテキストの言葉のすべてを画面にそろえる必要はなかった。辞書の見出し語のような働きをすればよい。全体を思い浮かべるための要点を提示すれば足りた。

ザクセンシュビーゲルの挿絵画家は、複雑な本文に簡単な絵が対応しかねることに苦しんだ。ことにハイデルベルク写本の画家は、記憶の助けなどという下等な目的に自分を落としめることのできぬ芸術家であった。この仕事が彼の創造力に与えた刺戟は大へんなものである。たとえば彼は次のような複雑な内容の条文をただ一つの絵で表さねばならなかった。「臣下が自分のものだという知行を主君が認めようとしなければ、臣下は証人を立て筋を通してすぐにも自分のものとすることができ。すぐにそれができないときでも、臣下は十四日間猶予される。彼はその間に君主の臣下の中から望みのまま人の名を挙げ、君主はそこから七人を裁判に出席させる。この七人も君主でなく、臣下が決定する。七人のうち、君主の目の前にいるものからは直ちに証言を求め、裁判の席に連れて行かなくともよい。

君主が裁判につれて行かねばならぬものであえて欠席するものがあれば、臣下はその者も君主に反対し自分のために証言したものと見なしてよい」⁽²⁰⁾ 絵には臣下が登場しない。選ばれた七人の臣下のうち、三人は目の前に居るので、右端の君主が彼らから証言を求めている。三人は聖遺物に手を置き証言している。月が四分の一に欠け、それに数字の二がそえてあるのは十四日後を表わしている。先の三人は裁判の席に来る必要はない。あとで証言する四人が先の三人と一つの証人グループに入ることは、右側三人のひとりが手を延ばして彼らを引きよせていることで示される。

有名なマネッセ歌謡写本の肖像が、判で押したように無表情であるのに、同じ時代に作られたザクセンシュピール・ハイデルベルク絵写本は状況にふさわしい生き生きとした表情を登場人物に与えている。十四世紀初頭にあって、これは異例の芸術的関心といえる。画家は人物の表情とゼスチュアをその場の様子に適合させ、絵の効果を高めた。国王の前で封土の与えられることを争う二人の臣下の顔はけわしい不快をあらわにしているが、王はほえんでこれを見守っている。賭に負けたものの絶望的な顔。ハンマーで人の顔を打つ精神異常者の顔はいかにも錯乱を表わし、被害者に補償金を支払う狂人の保護者の顔は苦渋にみちている。また社会的身分の格差も人物の容貌で示そうとしている。農夫、下僕、日雇い、死刑執行人などは粗野で醜惡な顔をしている。国王、領主、裁判官の顔は上品にかかれている。

この論考は中世刑法の残酷さをさかのぼるうちに、その源となる中世人の心をうかがうことになった。そして中世の法規が残酷とともにゆたかな人間愛と保護を見せることも確かめたのである。中世の法規は長年の生活慣行を美化し、妥当化する試みであるから、今日の法が扱うよりはるかに広範囲の人間にかかわる問題を扱った。

法規内容が詩の音楽性や絵画の力を借りて伝えられるということからも、それが人間生活のあるべき形をうたう芸術的な営みであることを知るべきである。ここでザクセンシュピーゲルの中から神秘的とさえ思われる条項を分析し、ふたたび中世人の心の問題に帰らねばならない。

古い法の規定は自然そのものであり、自然現象の中にあつた。不可解な霊の力を暗黒の夜の支配者とし、人間世界のことを決める裁判は、明るい天空のもと、太陽の照らす大地の上で行われるとした。古代ゲルマンの民会はそのような条件にかなう場所を選んだ。森の中、ばだい樹の巨木のかげ、岡の上、泉のかたわらがキリスト教布教ののちも裁判の席であつた。そこに土を盛り、石を集め、裁きの席を設けた。やがて法廷が市役所の建物に移つても窓を大きく開いて、判決を屋外に布告し、それが野外の審理の延長であることを心がけていた。それで裁判、または集会のことを〈Tag〉という。また〈verteidigen〉という言葉にも〈tagedingen〉「白日のもとに審議する」意味が幹になっている。とにかく法はまことであり、ことの真実を明かすものであれば、その明澄さを陽の光ときそわねばならぬ。

しかしこの明晰さは今日の理性の明晰を意味しない。人間に理性の力だけを發揮させるには、当時の自然はにぎやか過ぎたのである。自然の力はそのころ人を圧倒した。農夫さえも剣を帯びて畑を耕す。彼の畑は熊、ヨーロッパバイソン、猪、狼がいつ飛び出すかわからぬ深い森にとりまかれていたから。ザクセンシュピーゲルの絵入写本を見れば湖沼、樹木、草原、畑、狼、熊、鹿、牛、馬、羊がいたる所えがかれて、それらは人と自由に交流し、また人の運命を左右し、動物は法廷にさえ引き出され裁かれることとなる。このとき童話の世界はまだ現

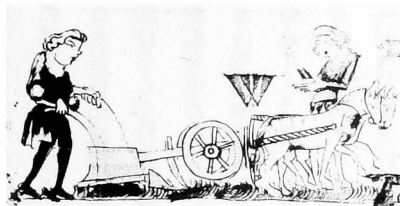
実であつた。ちなみに次のドレスデン絵写本の一頁は、童話の挿絵本のように見えるが、内容は非常に現実的な法律の書である。⁽²¹⁾

ゆたかな自然や動物にとり巻かれると、人は違法行為の動機をただ人間の内側にだけ求めることができない。昔の法はそこで自然の成り行きを尊重する。現代の法律は起こりうるあらゆる場合を想定し、それぞれに法としての対応を定めている。古い法律はむしろ事柄に介入することをきらう。決定を自然や偶然にゆだねようとする。ゆとりの空間が人間をとり巻いたのでそれができた。土地の広さを表す古い単位「シュッフル」は使用人が円筒状の升に入つた大麦をまく面積をいう。耕地面積の単位「モルゲン」は農夫が午前中にすき返すことのできる土地の広さであつた。これらの単位は客観的ではなく、人間の作業が計測の基準となつている。現代は個人差のある人間の労働を排除し、これを客観的な尺度に改めた。ザクセンシュピーゲルに現れる長さや分量の規定は当事者の行為を尺度としている。

Al schat, under der erde begraven diepher den eyn plüch geit, hòret zu der konincklicher gewalt.⁽²²⁾

犁がとどく以上に地下深く埋まる財宝は、すべて国王の所有に帰する。

埋蔵物所有権の争いにこれ以上明快な裁きはない。銀鉱などの地下資源が見つかるとき、耕作者の権利をこれによって排除している。耕作者の権利がとどくのは犁の刃先までである。



zins leue d' das laue behelt. **V**er da bekant
 ader rine and' manes and' weite erit he sal
 in d' schade getit ut rade in ouch sine lute
 er sin wie rader ut gebu
 and lute horn od ut gese he sal selte d'
 thoe ut rade in lute mit dem schilge in is
 ab he da zu l'gim' nide da das vie ge
 schat har vñ wirt is gepant den schaden
 nulle si getan di d' das vie is ab ma en zu
 laut beuwer noch d' gebure hore vñ selte
 phetise gube ouch zu lute vor sin vie. **S**
 ab das vie to gese das ma is nide inge
 riben mae als phet di erlich sin oder
 geue od beie to lute he da zu ewent ma
 vñ bewite en den schat vñ wite d' vie in
 sine hie hie vñ schiloge en der vime to
 mis he beiten vor das vie als ab is ge
 phant were

Ver ein vie trib ut eine and' mae an
 eine gemeine weite wart he gepant
 he gube selte phetise ingewant l'ar is
 darob wert is en si eine geseit wite
 d' blis is ane wand' as d' harte vñ sel
 lute vor lute das sal he selte. **E**it ein ma
 sin horn in se sin alle alle lute in horn lute
 haben wert is in geuerit od geteit
 ma en selte is in nide das selte ma man
 vñ seuen ab en d' seuen nide en nide ab
 en d' ma d' en gebu sal ut d' vele l'ar sin vñ
 den sine gebure bewite in ouch wie wen
 is sine inge seuenet we is des abides zu
 l'gese hant da sal ma das vie w' seuen
 di l'ar vor seuenet ma ut dem vele das vie in
 den d' se in ouches manes hant da das vie



Ane sin orloph mit men wol graben alse diph, alse eyn man mit eyne spaden uph schêzen mach de erde,
sô daz her nichêne schemele gemache. ⁽²³⁾

裁判官の許可なく人がほる堀の深さは、途中に足場を設けずにシャベルで堀った土を地面に投げあげることが出来る範囲とする。

特別の許可なく自由にはれる堀割の深さ限度は、堀の底の土を直接地表に投げ上げるまでとする。堀割作業の動作によって深さを示すのは、先の犁の刃と同じである。堀をめぐらすことは堡壘をきずき、社会に向かって事を構える行為である。深い堀は危険な意味をもつ。このようにセンチもメートルも用いず、規制を受ける人間行為そのものを物差しとする。法は人の行為を解体せず、丸ごとの表示として用いる。法の人に及ぶ力はそれによって、いよいよ単純であり強烈であった。このころ新しい土地を取得するものは、その所有権が発効する前に、自分の犁の刃先で土に触れ、馬ぐわを走らせ、種子をまかねばならなかった。契約によって土地所有者になることは、使用の権限を得るだけではない。彼はわが手で土に触れ、土の性質を知ることすら求められたのである。すなわち法は状況を見守り、それを不自然に解体しない。中世人は法をわれわれと違った方向に位置付けていた。彼らにとって法は神の人間に対する贈物であった。神こそは最高の裁き手である。したがって裁判と処刑は宗教的儀式に近いものを持っていた。太古、神が人に法を与えてから、それは父祖が守り伝えた貴い財産であった。だが制定したものではない。古くから口伝えに守られてきた伝統である。



神は人を動植物とともに自然の中に生かした。それで人は自然の秩序を乱さず、裁判の中で自然の意志を問うたのである。今日では物体と見なされているものが、そのころは命あるものとされた。少なくとも侵しがたい自立性を与えられていた。土地がそうである。動産、道具類がそうである。古くから特権を認められた集落、安全を約束された土地があった。男子の剣、女子の糸巻さおは命を持っていた。とくに人の住居は人の肉体の延長と見られ、家屋の不可侵は古い時代の法の主要部分である。家の敷居はことに神聖であり、屋内で殺された犯人、自殺者は敷居下に穴をほって運び出す。犯行の場となり、けがれのついた家屋は、人のように処罰され打ちこわされる。屋内にいて犯行を座視したすべての生きもの、家畜類も同罪者として殺された。

Umme nicheynir hande ungerichte sol men up houwen dorphûw, iz ne si daz dà maget oder wîph inne genôdeget werde oder genôdeget ingevûret si, dà sol men uber richten, oder men untredet daz mit rechte. Al lebende dinc, daz in der nôtnunft was, daz sol men unthoubeden. (24)

どのような犯罪を理由としても村内の家屋は打ちこわしてはならない。ただし娘か婦女がその中で強姦されているか、強姦ののち連れこま

れているときはこのかぎりでない。家を打ちこわして裁判にかけるべきであり、犯人は潔白を明かすこともできる。強姦のとき居合わせたすべての生きものは首をはねられる。

ザクセンシュピーゲルは打ちこわしの意味を合理化し、とじこもった犯人をあぶり出すためのやむをえぬ処置と読まれるが、本来は家屋も家畜と同じく処刑されたのである。

人間が他の生物と事物に、自己と同様の独自の存在権を認める立場は、それらをただ利用の対象として考える今日の立場と対立して、明らかに別種の世界をえがき出していた。人間の分別を中心に構築した今日の法に対して、それは神が与えた精妙な自然を畏れ、人間の力をその一部とする慎みぶかい法であった。平凡な人間の心も、当時は自然の現象から新たな兆しをよみとったり、神の意志をさとする力は予言者のように鋭敏であった。

裁判において真実を明かす方法は、被告や証人が神かけて誓う宣誓であった。法は神からの授かりものと信じ、裁くものは神と信じた彼らが、神に誓う言葉は当然真実とされた。被告が身の潔白を明かすための宣誓が、一般的でありまた重要なものとされた。彼は聖遺物匣に右手二本の指を当て潔白を誓う。

宣誓に次いで重要な証明法とは、いささか乱暴ではあるが決闘である。被告が決闘にやぶれて死ねば彼は裁かれたのであり、勝てば無罪となる。被告は自分と同等の身分かそれ以上のものを相手にしか戦ってはならない。また彼が生まれた国でしかこの証明を行えない。決闘の結果がザクセンシュピーゲルの時代の裁判で重視され、まれではなかったことが、とくに詳細な描写を加えられていることからわかる。

「裁判官は戦うべきもの各々に二名ずつ使者をつかわし、正しい慣例にしたがい武装することを見とどけさせ

る。皮や亜麻布は望みのまま身につけさせてよい。顔と脚の正面はおおわず、手には薄い手袋だけをつけさせる。抜身の剣一振を手にするほか、一つまた二つを腰にさすことは彼らの望み次第である。別の手には丸い楯を持つ。楯は中央の突起が鉄であるほかは、木と皮でなければならぬ。衣服の上に袖なしの上衣をつける。見物はだれも彼らの決闘に介入せぬよう、違反すれば死刑にするといい聞かせておく。裁判官は戦うもの各々に棒を持つ男ひとりをつける。この男はふたりの戦いを邪魔してはならぬが、一方が倒れたり、傷ついたり、棒の助け





を求めるとき、ふたりの間に棒で分け入る。これも裁判官の許しがあつてできるのである。決闘場が静められたのち、ふたりは場内に入ることをお願い出る。このとき裁判官はそれを許すべきである。裁判官からとくに許されぬかぎり、彼らは刀のさやのこじりは取っておかねばならぬ。ふたりは武装して裁判官の前に進み出て宣誓する。ひとりには『この男について訴えました罪状は真実に相違ありません』という。他は『私は潔白です。神のお導きでこの男と剣を合わせることとなりました』という。ふたりがまず剣を合わせるとき、日の光が彼らを等分に照らす位置に立たせる。被告人が負ければ、彼はそれをもって裁かれたのである。もし彼が勝てば、罰金と贖罪金を納めて無罪となる⁽²⁵⁾」

正義を求められる神は、神に助力を乞う裁判官にしるしや奇跡を下して真実を教えられるとされた。神みずから審理に参加され、だれが罪あり、だれが潔白かを教えられる。神の審判 (Orda) はもっとも確かな決定とされた。神は犯人よりも罪なきものに、より多くの力と安全を与えられると考えたのである。

「原告が最初に決闘場に入るべきである。相手の男が長くためらうようなら、裁判官はそのものが武装をととのえている家に廷吏をやって呼

び出させる。また二名の参審員もそれに同行させる。同じようにして二度、三度相手を呼び出す。三度目の呼び出しに応じぬとき、原告は立ち上り、戦闘を申し出る。彼は風に向かって剣をふた振りし、さらにひと突きをくれる。それによって原告は最初に起こした訴えを相手に承服させたことになる。その上で裁判長は被告が戦つてやぶれたかのように裁きをつける⁽²⁶⁾」

「風に向かってふた振りひと突き」〈slâ twêne slege unde eynen stek weder den wint〉という頭韻の句は、この言葉の古さを教えるだけでなく、被告の気おくれを彼の負けとする裁きが大昔からあったことを物語っている。

決闘のほかに神の判定を仰ぐ方法は、神秘的なエレメントの力に被疑者の肉体をゆだねるのである。炎は罪なきものを痛めず、罪あるものを焼きつくす。この結果は疑わしきものの肉体に罪が宿るか否かを教える。エレメントは奇跡によって無実のものを救う正義の神の支配下にある。十世紀のアングロサクソン人の法規は、神判の儀式に偽りの入りこむことをどれほど嚴重に防ごうとしたかを示している。

「神の命ずるところ、また大司祭、全司祭の命ずるところにより、神判を次のように行うものとする。神判に用いる火をおこしたのちは、ミサを行う司祭と神判を受けるもの以外、何人といえど教会に入つてはならぬ。また司教杖から目的地点まで、神判を受ける男の足で九歩分を計っておく。裁判を争う双方から同数の人が教会に入り、神判の行われる場所の両側に整列する。彼らはすべて断食し、夜は女を遠ざけていなければならぬ。ミサを行う司祭は参加者のすべてに聖水をふりまき、各自聖水を口にする。司祭は一同に福音書と十字架に接吻させる。それから火をかき立てることなく、集祷文を唱えるまで鉄片を炎の上のせておく。つぎに赤く焼けた鉄



人が行う神の裁き

を台にのせ、一同全能なる神が真実を示されるようにひたすら祈る。このとき被疑者は進み出て灼熱した鉄をにぎりしめる。鉄は彼が九歩あるく間手のひらにある。その後手に封印をほどき、三日のちに封を解いて手が化膿しているか、傷がなくなきれいであるかを調べる⁽²⁷⁾]

手のひらが鉄の灼熱によって傷を受けなければ、この被疑者が潔白であることを神が告げられたのである。その明かしは決定的であり、何人もこれを覆すことができない。ザクセンシュピーゲルはこの神判について、ただ一度だけ語っている。

Die ir recht mit roube oder mit dûve virloren hebben, ob men si dûve oder roubes anderweide schuldeget, sie ne mogen mit irme eide nicht unschuldich werden; si haben drîer core: daz glogende ysereu zu tragene, oder in eyneu wallenden ketel zu grîphene bis zu deme elenbogen, oder deme kempen sich zu werene.⁽²⁸⁾

強盗あるいは窃盗を犯し、ひとたび法の権利を失ったものが、

ふたたび窃盗か強盗の罪を着せられると、こんどは宣誓するだけで身の潔白を明かすことはできない。彼らはつぎの三つのどれかを選ぶのだ。灼熱した鉄を持つか、煮えたぎる釜の湯に肘までつけるか、職業剣士相手に戦って身を守るかである。

罪人を洗い出すのに使われないま一つのエレメントは水である。古代ゲルマン人は水のせせらぎに神の声を聞いた。キリスト教の時代となった中世も、神は水によって奇跡をあらわし、正しきものを加護されたのである。フランク人の水の神判の方法を教える資料が残されている。

「被疑者たちがだまり込み、なおも告白しないでいると、司祭は祭壇に近より、彼らに聖餐を与える。ミサが終わると、司祭はみずから聖水をきよめ、被疑者たちが審判を受ける予定の場所へ行く。彼らがその場所へ来ると、聖水を飲ませつつ司祭は唱える『神によってきよめられたこの水が、潔白を明かす力をそなたに与えんことを』つぎに被疑者をひたす水をきよめる。試される人びとを裸にし、各自福音書、聖遺物、十字架に接吻させる。さらにそれぞれの体に聖水をかけ、ただちに水に投げ入れる。司祭は断食してこれらを行う。悪魔は断食によって負かされるから。被疑者を水に投げ込む役目の人も、あらかじめ断食しておかねばならない」⁽²⁹⁾

ザクセンシュピールゲルが水の神判についていうのはただ一度である。二人の男が一つの土地の所有権を主張し、その言い分も証拠も同等であるときの裁決の方法としてこれを勧める。



En ist iz den unmesâzen nicht witzelich, wer iz in geweren habe,
 sô mût men iz wol bescheiden mit eyneme wazzerdêle, oder die
 clegere unde uppe den de clage geit, sollen dâ zû sweren, daz sie
 recht wîsen, alsô iz ire sî; dâ sol die richtêre sine boden zû geben;
 swâ se beide ûph sweren, daz sol men ine glîche teilen.
 (30)

どちらがその土地の所有権を持つのか、近所に知るものもおらぬときは、水の神判によって決めてよい。あるいは原告と被告が、その土地が現状のままで各自のものであるわけを宣誓するべきである。そのために裁判官は現地を検分する使者を派遣しなければならぬ。二人が宣誓して求めるものは均等に分け与えるがよい。

判断が大へん微妙なとき、神判を仰いでいる。決闘のときはその方法が詳しく書かれていたが、ここには〈wazzerdêle〉の一語をいうにすぎない。これにそえたハイデルベルク写本の挿絵が、代りに多くのことを教えてくれる。左側の絵は、土地の所有を争う二人の男が聖遺物匣に右手をかけて誓うところ。右には、たらいの水に裸で浮かぶ男が立会人とともに描かれている。これを冷水神判 (iudicium aquae frigidae) と

いう。土地の所有権を主張する男が水中で神判を受けている。彼は胴をひもで結ばれ、ひもの端は別の男が両手で引っぱる。男が水に浮くか沈むかで神さまの判定を読むのであるが、長く沈みすぎて息の根の止まるのを防ぐために命綱がある。一般に水の神判は、被検者の手足をしばり浮き沈みの自由をうばう。この絵の男は例外的にしばられていない。ひもを持つ男の左に頭を丸めた聖職者が見える。たらいの左には、彼と土地を争う男が相手の浮沈を見守る。彼は何やら話しているようである。おそらく神判の結果が自分に有利かどうかであろう。時代によって解釈は違うが、水はけがれなきエレメントであるから、無実のものを受け入れるとされ、水底に沈むものが裁判に勝つのであった。

グリムは中世の刑の残忍さに、むしろけがれない中世の心の表れを見た。刑法以外の領域でも、中世人の慣習や理非の判別の中には呪術的な、宗教的な観念が認められる。この時代の審理における証明の方法は主として宣誓であった。H・ブルナーによれば、宣誓は本来自己に対する呪詛に由来する。これも呪術的要素を含んでいた。そのうえ法は神であり、司法こそは天の絶対者の直轄領域だと信じられていた。司法への神秘的ともいえる要請の大きさ。それに比べて彼らの審理能力は十分でなかった。それでいてほとんど人間の能力をこえて、彼らは真実を透視しようと目をこらした。法と神を同一視することに、神判その他の儀式への傾斜に、法と正義への異様な熱情が見えている。

不可能を試みる人の姿はつねに魅力的だという。中世の法がもつ疎剛の美、挿絵の稚拙と真面目さは、人の生活とともに始まった人を裁くことの困難と四つに取り組んでいる。生活の中の衝突をその一駒一駒がじつに感動的に語っている。中世人は現代の裁判を見ていうであろう。絶対者の目を忘れたから、人間相互のなれ合いに終

注

- (1) Sachsenspiegel Landrecht. Hrsg. von Karl August Eckhardt. Göttingen, Berlin, Frankfurt 1965.
II 13 § 1
- (2) Codex Palatinus Germanicus 164 der Universitätsbibliothek Heidelberg Fol.12^v
- (3) Ldr. II 39 § 1
- (4) Handschrift der königlichen öffentlichen Bibliothek zu Dresden M 32
- (5) Ldr. II 13 § 4
- (6) Ldr. II 13 § 7
- (7) Ldr. II 15 § 1
- (8) Ldr. II 16 § 2
- (9) Dresdener Bilderhandschrift Fol. 20
- (10) Ldr. I 59 § 1
- (11) Dresdener Bilderhandschrift Fol.17b
- (12) Hans Fehr: Das Recht im Bilde. München u. Leipzig 1923. S.78
- (13) Jacob Grimm: Von der Poesie im Recht. Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft. Bd.2.Heft

I. 1815. S. 25—99.

(14) Ebd. S. 84—86

(15) Ldr. II 68

(16) Dresdener Bilderhandschrift Fol. 35b

(17) Jacob Grimm: Deutsche Rechtsaltertümer. Bd. I S. 554

(18) Ebd. Bd. I S. 616

(19) Ldr. I 20 § 1

(20) Lehnrecht des Sachsenspiegels 24 § 3, 4

(21) Fol. 31の第一図はラント法第二卷四十六章一節「他人の土地をそれと知らず耕作したり、他人からあずかった土地を勝手に耕したときの責任のとり方」

第二図は同四十七章一節「自分の家畜を他人の穀物や牧草地に放って食わせたときの責任のとり方」

第三図は同三節「さかりのついた馬、がちょう、飼猪は手がつけられないから、二人の証人に侵入の事実を見とだけさせた上、飼主の責任を問う」

第四図左は同四節「自分の家畜を他の村の共同放牧地に放ったときの責任のとり方」

第四図右は同五節「耕作していない土地は車で通っても補償を求められることはない」

第五図は同四十八章一節「羊飼がつれて出てなくなった羊は、彼が飼主につぐなう」——羊泥棒と狼の絵

第六図左は同一節と三節「自分の穀物を屋外に放置して、食われたり踏まれても償いを要求できない」

第六図右は同四節「家畜が子を産むとき、移動して産んだところの家に飼主は十分の一税を払う」

28 Ldr. I 35 81

29 Ldr. III 66 83

30 Ldr. III 1 81

31 Ldr. I 63 84

Die richtêre sol tzwêne boden geben ir iowelkeme, die dâ vechten sollen, die daz sên, daz men se gerwe nâ rechter wonheit; leder unde lînen ding mûzen se an dîn alse vele, alse se willen; houbit unde vûze sint ine vore blôz, unde an den henden ne sollen se nicht denne dunne hantschen haben; eyn blôd swert in der hant, unde eyn umme gegort oder tzwwei, daz stât an irme core; eynen senewolden schilt in der anderen hant, dâr nicht den holtz unde leder ane sî, âne de bokelen, de mît wol yserîn sîn; eynen rok sunder ermeln bôben der gare. Vrede sal men deme warve bieten bi me halse, daz se nieman erre an irme kamepe. Irme iowelkeme sol die richtêre einen man geben, der sînen boum trage; der ne sol sie nichtes irren, wan ob ir einir valt, daz her den bôm under steke, oder ob her gewunt wert oder des bômes bedet; des selben ne mît her nicht lûn, her ne habes orloph von deme richtêre. Nâ deme daz dem warve vrede boden ist, sô sollen se des warves zu rechte geren; den sol ine die richtêre orlouben. Ortýseren von den swertscheiden sollen se abe brechen, sie ne habbens orloub von deme richtêre. Vor den richtêre sollen se beide gegerwet gân unde sweren, der eyne: daz de schult wâr sî, dâ her ine um

beclaget hât, unde die andere : daz her unschuldich si, daz yn got sô helpehe zu yrne camphe. Die sunnen sol men ine glîche teilen, alse se êrst zu samne gân. Wirt her virwunnen, upphe den men spricht, men richtet uber en; vechtet her sege, men lêzt ene mit wedde unde mit bûte.

§§ Ldr. I 63 § 5

Die clegere sol êrst in den warf komen; ob die andere zu lange merret, die richtêre sol ine lâzen vor êschen den vrônen boden in derne hûs, dâr her sich inne gerwet, unde sol zwêne schepfen mede senden; aldus sol men ine laden zu derne anderen unde zu derne dritten mâle. Ne kumt her zu der dritten ladunge nicht vore, die clegere sol ûph stên unde sech zu camphe bieten, unde slâ tzwêne slege unde eynen stek weder den wint; dâ mete hât her jenen vorwunnen sô getâner clage, alse her ine an gesprochen hât, unde sol yrne die richtêre richten, alse ob her mit camphe virwunnen wêre.

§§ H. Fehr: Das Recht im Bilde. S. 57

§§ Ldr. I 39

§§ H. Fehr: Das Recht im Bilde. S. 62 f.

§§ Ldr. III 21 § 2